

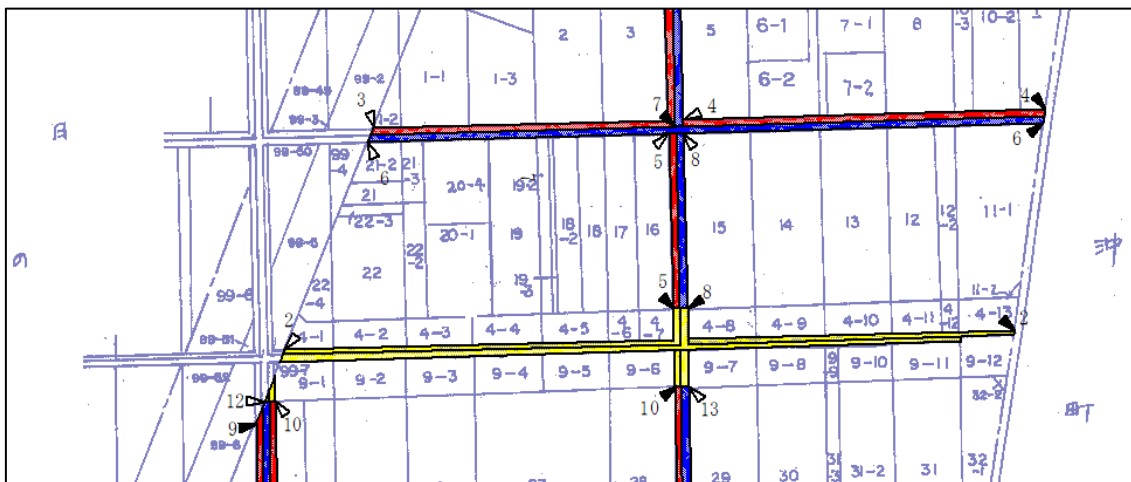
法定外公共物（町道や農道、水路）について

法定外公共物（町道や農道、水路）とは

- 法定外公共物とは、道路、用排水路、池沼などの公共物のうち道路法、河川法などの管理に関する適用を受けない公共物のことです。
- 町道や農道（赤道・赤線）、水路（青道・青線）が代表的なもので、法務局の備え付けの公図では「道」、「水」と表示されています。
- 平成１７年までは国の財産でしたが、法律の改正により、市に譲与され現在は市の財産になったことより申請等の窓口業務は市が行っています。
- 法定外公共物は、地域に密着した形で公共の用に供されているため、修繕や除雪、清掃、除草等の維持管理については地域住民の方や受益者をお願いしています。

町道や農道、水路の所有者・管理者の確認方法

- 平成１７年に国から譲与された財産を表示した譲与図面により所有者を確認することができます。
- 譲与図面は、管財課に設置されているノートパソコンで閲覧できます。
- 維持管理を行う地元町内は、該当地籍の町内会長へお問い合わせください。
町内会長の連絡先は地域振興課にてご確認できます。
- ※農道や水路など維持管理を、生産組合や土地改良区が行っている場合がありますが、地元町内での管理区分についても町内会長へお問い合わせください。



- 赤：町道や農道、青：水路 ⇒所有者は小松市(管財課)、維持管理は地元町内
- 黄：市道 ⇒所有者、維持管理は小松市(道路課)
- ※色も地番もない箇所 ⇒国有地

道路や水路の幅員

- 町道や農道、水路の幅員がわかる資料は、小松市にはありません。
- 地元町内に野取図や土地改良の資料があれば確認できることがありますので、地元町内にお問い合わせください。
- ※市道の幅員は、小松市（道路課）で確認できます。

道路や水路の名称・建築基準法上の道路の確認

- 町道や農道、水路に名称はありません。
- ※市道の名称は、小松市（道路課）で確認できます。
- ※建築基準法上の道路の確認は、小松市（建築住宅課）で確認できます。

市へ申請等が必要な手続き

- 町道や農道、水路の機能を妨げない範囲で使いたいときは、使用許可申請が必要となります。
例．住宅への進入路として水路に橋を架ける。
個人が管理する給排水管を町道や農道に埋設する。
※使用の条件によって使用料が発生します。
- 町道や農道、水路と土地の境界を確定させたいときは、境界確認申請が必要となります。
※申請には、土地の測量や隣接土地所有者や利害関係人（地元町内などの管理者）の同意が必要となり、手続きにかかる費用は申請者の負担となります。
- 町道や農道、水路が機能を喪失し、将来的に機能を回復させる見込みがないときは、その用途を廃止した後、申請者個人の土地として購入できます。その際には、用途廃止申請・売払申請が必要となります。
※申請には、土地の測量や隣接土地所有者や利害関係人（地元町内などの管理者）の同意が必要となり、手続きにかかる費用は申請者の負担となります。



申請書ダウンロード
ホームページ URL

お問い合わせ先

小松市役所 行政管理部 管財課 資産管理担当

住所：小松市小馬出町9 1 番地

電話：0761-24-8026 FAX：0761-24-8170

メール：sisankanri@city.komatsu.lg.jp